

日立工機は高年齢者雇用安定法を遵守せよ!!

「再雇用」で定年後も希望者みんなが働けるように

「時期がわるい」「仕事量がない」などと 「再雇用」を認めないのは法律違反

厚生年金の満額受給が段階的に繰り延べされ原則六十五歳になりました。これにより六十歳の定年退職以降も、高年齢者の雇用確保の措置が法律により各企業に義務づけられています。

「時期がわるい」などと雇用義務を放棄する会社の法律違反は許せません。

労働条件や働き甲斐に問題もありましたが、それまでの経験も活かしながら定年退職後も職場で働いている姿が見かけられました。

昨年のリーマンショック以後は、団塊の世代と呼ばれる多くの定年退職者の方々

株主利益優先ではなく、働く者の生活と雇用を守り、 「派遣切り、定年切り」は直ちにやめさせよう

職場では仕事量が減ってもそれ以上に人員が減らされて、この時期でも汗をかきかき仕事に追われる日々です。

またこの一年残業がなくなり、大幅な収入減で住宅ローンの支払いで生活費がなくなり、ギリギリの暮らしを強いられているなどの声が出されています。

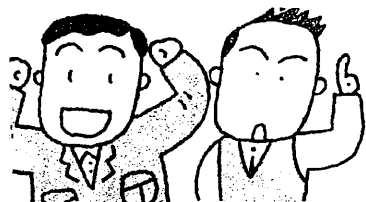
会社は生産の海外移転と、部品などの海外調達を進め、世界的な不況にも係わらず、三月期の業績予想で売上高は約9%減でも利益率は3%台を確保、年間株主配当も24円となっています。

日立が二千億円超の赤字で、3円の配

が、元気なうちは働きたい、これからの生活のことを考えたら働き続けたいの思いを持ちながらも、再雇用がかなわず職場を後にしました。

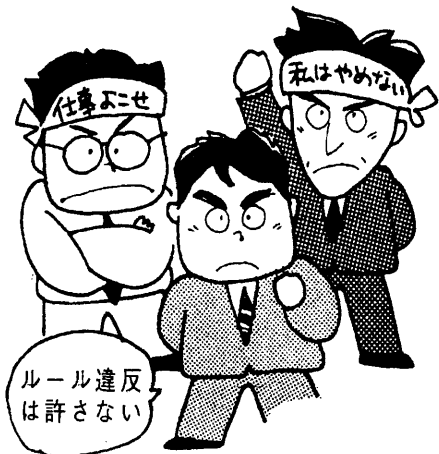


やっぱり法律は守らなきゃ



当予想とは比較にならない経営状況です。近所の日立に勤める人は「再雇用」で働いているのに、工機ではなかなか延長できないのは、とんでもないと怒りの声が出されています。

社長方針でもコンプライアンスの徹底「基本と正道」を言っているなら、世論の批判を浴びてる派遣切りのような「定年切り」は法令を遵守し、ただちにやめるべきです。力を合わせ会社に社会的責任を求めていきましょう。



法令を守り
社会的責任を果たせ!!



あかつき

2010年1月号外

発行所 日立工機あかつき編集委員会
連絡先 ☎・FAX 273-4616 大内
☎・FAX 274-6415 堀